



埼玉県虐待禁止条例

逐条解説（未定稿）

埼玉県議会自由民主党議員団

埼玉県虐待禁止条例プロジェクトチーム

埼玉県虐待禁止条例 逐条解説（未定稿）

はじめに

1 現状と課題

児童、高齢者及び障害者に対する虐待が、後を絶たない状況にある。

これらの虐待は家庭や施設などの閉鎖的空間で行われているため、周囲が虐待に気付きにくく、深刻なものとなることが多い。

児童虐待防止法、高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法のいわゆる虐待防止3法が制定・施行されているが、いまだ県内の虐待件数はいずれも増加傾向にある。

そして、この増加傾向にある虐待件数も、把握されているのは、氷山の一角であると考えられている。

虐待をなくすためには、虐待はいかなる理由があっても禁止されるものであるという認識を県民全体で共有して虐待のない地域づくりに取り組んでいき、また仮に虐待が起きてしまった場合にも早期に発見・対応ができる環境づくりが必要不可欠である。

2 条例の制定

虐待をなくすためには、虐待はいかなる理由があっても禁止されるものであるという認識を県民全体で共有する必要がある、そのためには、虐待予防の啓発と、虐待を絶対に許してはならない、という強い姿勢を県と県民とが率先して示していく必要がある。

児童、高齢者及び障害者の権利利益の擁護のため、その根底をなす基本理念として、次の4点を掲げ条例を制定した。

- I 虐待は、児童等の人権を著しく侵害するものであって、いかなる理由があっても禁止されるものであることを深く認識し、その防止等に取り組むこと。
- II 虐待の防止等は、社会全体の問題として、地域の多様な主体が相互に連携しながら取り組むこと。
- III 施策の実施に当たっては、児童等の生命を守ることを最優先とすること。
- IV 養護者への支援を、切れ目なく行うこと。

これら4つの基本理念をもとに、全6章で構成されている。

第1章 総則

第2章 虐待の予防

第3章 虐待の早期発見及び虐待への早期対応

第4章 児童等に対する援助等

第5章 人材の育成等

第6章 雑則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、児童、高齢者及び障害者（以下「児童等」という。）に対する虐待の禁止並びに虐待の予防及び早期発見その他の虐待の防止等（以下「虐待の防止等」という。）に関し、基本理念を定め、県及び養護者の責務並びに関係団体及び県民の役割を明らかにするとともに、虐待の防止等に関する施策についての基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって児童等の権利利益の擁護に資することを目的とする。

〔趣旨〕

本条例の目的を明らかにする規定であり、条例の目的を「児童、高齢者、障害者の権利利益の擁護に資すること」とした。

〔解説〕

本条例は、児童、高齢者及び障害者（以下「児童等」という。）に対する虐待の禁止並びに虐待の予防及び早期発見その他の虐待の防止等（以下「虐待の防止等」という。）に関し、基本理念を定め、県及び養護者の責務並びに関係団体及び県民の役割を明らかにするとともに、虐待の防止等に関する施策についての基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって児童等の権利利益の擁護に資することを目的として定めた条例である。

児童、高齢者及び障害者の権利を擁護すること、すなわち自分から声をあげられない・あげにくい児童、高齢者及び障害者が、他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、身体等が損なわれるような状態に置かれないようにすること、その権利利益を守ることを目的として掲げたものである。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 虐待 次のいずれかに該当する行為をいう。
 - イ 養護者とその養護する児童等について行う児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号。以下「児童虐待防止法」という。）第二条各号、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号。以下「高齢者虐待防止法」という。）第二条第四項第一号及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号。以下「障害者虐待防止法」という。）第二条第六項第一号に掲げる行為
 - ロ 養護者又は児童等の親族が当該児童等の財産を不当に処分することその他当該児童等から不当に財産上の利益を得ること。
 - ハ 施設等養護者が児童等を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- 二 使用者である養護者とその使用する児童等について行う心身の正常な発達を妨げ、若しくは衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その使用する他の労働者によるイに掲げる行為と同様の行為の放置その他これらに準ずる行為を行うこと。
- 二 児童 児童虐待防止法第二条の児童をいう。
- 三 高齢者 高齢者虐待防止法第二条第一項の高齢者（同条第六項の規定により高齢者とみなされる者を含む。）をいう。
- 四 障害者 障害者虐待防止法第二条第一項の障害者をいう。
- 五 養護者 児童等を現に養護する者をいう。
- 六 施設等養護者 養護者のうち、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項の児童福祉施設（次号において「児童福祉施設」という。）その他の知事が告示で定める施設又は事業（第十九条において「児童福祉施設等」という。）に係る業務に従事する者、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条の学校、同法第二百二十四条の専修学校及び同法第三百三十四条第一項の各種学校（これらのうち児童が在籍しているものに限る。以下「学校」という。）の教職員、高齢者虐待防止法第二条第二項の養介護施設従事者等（第二十条において「養介護施設従事者等」という。）、障害者虐待防止法第二条第四項の障害者福祉施設従事者等（第二十一条において「障害者福祉施設従事者等」という。）並びに医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項の病院及び同条第二項の診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）（次号において「病院等」という。）の医師、看護師その他の従業者をいう。
- 七 関係団体 児童福祉施設、学校、高齢者虐待防止法第二条第五項第一号の養介護施設（第二十条第二項において「養介護施設」という。）、障害者虐待防止法第二条第四項の障害者福祉施設（第二十一条第二項において「障害者福祉施設」という。）、病院等その他児童等の福祉に業務上関係のある団体をいう。

八 通告 児童福祉法第二十五条第一項及び第三十三条の十二第一項並びに児童虐待防止法第六条第一項の規定による通告をいう。

九 通報 高齢者虐待防止法第七条第一項及び第二項並びに第二十一条第一項から第三項までの規定並びに障害者虐待防止法第七条第一項、第十六条第一項及び第二十二条第一項の規定による通報をいう。

十 届出 児童福祉法第三十三条の十二第三項、高齢者虐待防止法第九条第一項及び第二十一条第四項並びに障害者虐待防止法第九条第一項、第十六条第二項及び第二十二条第二項の規定による届出をいう。

〔趣旨〕

本条は、本条例において使用される用語の定義を定めた規定である。

〔解説〕

- 1 「虐待」は、虐待防止3法（及び児童福祉法）における「児童虐待」「高齢者虐待」「障害者虐待」では、それぞれで虐待の行為者と行為類型が異なっているが、本条例においては、児童、高齢者及び障害者によって虐待の類型は分けず、対象者も行為の類型も同じ幅とした。①身体的虐待、②性的虐待、③心理的虐待、④ネグレクト、⑤経済的虐待を網羅して規定したものである。

このため、児童に対する虐待、高齢者に対する虐待、障害者に対する虐待のいずれも虐待防止3法の対象よりも虐待の定義を広く取っている（第1号）

- 2 「児童」は、児童虐待防止法を引用し、満18歳に満たない者とした（第2号）

- 3 「高齢者」は、高齢者虐待防止法を引用し、65歳以上の者とした。また、高齢者虐待防止法においては、養介護施設を利用している65歳未満の障害者については、高齢者とみなして高齢者虐待防止法の規定を適用していることから、本条例でも同様に対象とすることとした（第3号）

- 4 「障害者」は、障害者虐待防止法を引用し、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とした。

このため、身体障害者福祉法や知的障害者福祉法のように、手帳の有無による判断はない。

5 「養護者」は、児童、高齢者及び障害者を現に養護する者をいうこととした。児童等の世話をしている家族、親族、同居人、施設従事者等が基本的に含まれる。また、同居していなくとも、現に世話をしている親族、知人、施設従事者、使用者等が養護者に該当する場合もある。なお、条例での定義はないが「使用者」は障害者虐待防止法に出てくるものと同様で、児童、高齢者及び障害者の雇用主（又は同僚）を指し示す単語である。

ちなみに、児童虐待防止法では養護者の概念がないが、高齢者虐待防止法や障害者虐待防止法における「養護者」の考え方を参考とするものである。

6 「施設等養護者」は、児童等を現に養護する者のうち、家庭外で現に養護する者が該当することになる。（第6号）

まずは、高齢者虐待防止法上の養介護施設従事者等（老人福祉法及び介護保険法上の老人福祉施設等や居宅サービス事業等の従事者）や、障害者虐待防止法上の障害者福祉施設従事者等（障害者支援施設や障害福祉サービス事業等の従事者）は、当然、対象となる。

児童については、高齢者虐待防止法や障害者虐待防止法における施設等従事者のように、日中（ないし夜間）に児童の世話をするという視点での施設等従事者の定義が児童虐待防止法にないため、日中（ないし夜間）児童の世話をする施設又は事業において、児童を養護する者を想定し、対象を定めることとした。

なお、児童福祉の施設・事業は幅が広く、数も多く、さらに頻繁な制度改正により環境がめまぐるしく変化することが見込まれることから、弾力的に対応できるようにするため、知事告示に委任することとした。

知事告示する児童福祉施設等としては、例えば、次のような施設等を想定している。

施設においては、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設等であり、事業においては、認可外保育所等や小規模保育事業等である。

また、日中を過ごす場として「学校」と「病院、診療所」についても施設等養護者の一つとして含めた。

学校については、いわゆる学校教育法第1条の学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校）と、専修学校や各種学校のうち児童が在籍するところとした。

病院や有床診療所については、入院時などの生活面での世話をみてもらう状況などを想定している。

7 「関係団体」は、幅広く、児童等の福祉に業務上関係のある団体を指すものである（第7号）

8 「通告」「通報」「届出」は、それぞれ、虐待防止3法（及び児童福祉法）における虐待の通告などを指すものである（第8号、第9号、第10号）

(基本理念)

第三条 虐待は、児童等の人権を著しく侵害するものであって、いかなる理由があっても禁止されるものであることを深く認識し、その防止等に取り組まなければならない。

2 虐待の防止等は、特定の個人又は家族の問題にとどまるものではないことから、社会全体の問題として、県、県民、市町村、関係団体等の地域の多様な主体が相互に連携を図りながら取り組まなければならない。

3 虐待の防止等に関する施策の実施に当たっては、児童等の生命を守ることを最も優先し、児童等の最善の利益を最大限に考慮しなければならない。

4 養護者（施設等養護者及び使用者である養護者を除く。以下この項において同じ。）に対する支援は、それが虐待の予防に資するものであることに鑑み、養護者が虐待を行うおそれがないと認められるまで切れ目なく行われなければならない。

〔趣旨〕

本条は、本条例の基本的な考え方となる「基本理念」を定めたものである。

〔解説〕

県、養護者、県民、関係団体をはじめとする全ての者が取り組まなければならない本県における虐待の防止等の基本理念として、4本の柱を掲げた。

① 虐待は、児童等の人権を著しく侵害するものであって、いかなる理由があっても禁止されるものであることを深く認識し、その防止等に取り組むこと

虐待は、児童、高齢者及び障害者の尊厳を害するだけでなく、その生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。だからこそ、いかなる理由があろうとも、決して許されるものではないということを明示した。

そして、虐待をなくすためには、虐待の禁止に対する認識を県民全体で共有する必要がある、そのためには虐待を絶対に許してはならないという県の強い姿勢が必要であり、その防止に取り組む必要があることを規定した。

② 虐待の防止等は、特定の個人又は家族の問題にとどまるものではないことから、社会全体の問題として、地域の多様な主体が相互に連携しながら取り組むこと。

虐待を防止していくためには、家族等だけでなく、県、市町村、地域住民、関係団体などの、児童、高齢者及び障害者を取り巻く社会全体で協力し、取り組む必要があることを規定した。

③ 施策の実施に当たっては、児童等の生命を守ることを最優先とすること。

児童、高齢者及び障害者への虐待に対応する際は、第一に、虐待を受けている者、虐待を受けていると思われる者の生命を守ること、その安全確保を最優先する必要があることを規定した。

④ 養護者への支援は、切れ目なく行うこと。

例えば、児童虐待については、虐待による死亡事例における0歳児の割合が40%を超えており、その背景としては母親が妊娠期から一人で悩みを抱えてしまうことや、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題が指摘されている。また、老老介護のように、介護する側も、支援を必要としている場合があり、介護疲れ・ストレスからの虐待が生じていることも多い。

虐待を未然に防止し、児童、高齢者及び障害者が安心して暮らしていけるようにするためには、相談しやすい環境を作り、支援が必要な家庭の情報を共有して支援をつなぎ、虐待が行われるおそれがないと認められるまで、家族等の養護者に対する切れ目のない支援が必要であるため、基本理念の一つとして規定した。

(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念（第七条第二項及び第八条において「基本理念」という。）にのっとり、虐待の防止等に関する施策を策定し、及びこれを実施するとともに、必要な体制を整備するものとする。

2 県は、市町村に対し、福祉、保健、教育等に関する業務を担当する部局の相互の連携を強化し、児童等を守るための役割を主体的に担うよう求めるとともに、市町村が実施する虐待の防止等に関する施策に関し、必要な助言その他の援助を行うものとする。

3 県は、市町村と連携し、関係団体が行う虐待の防止等に関する活動について必要な協力を行うものとする。

〔趣旨〕

本条は、本条例における県の責務を定めたものである。

〔解説〕

本条では、県の責務を明確にした。

1 県は、主体的に、虐待の防止等に関する施策を策定・実施するとともに、市町村や関係団体、民間団体との連携の強化や、県組織として必要な体制、人員配置など、虐待問題に適切に対処できる必要な体制を整備することを規定した（第1項）

2 県は、虐待防止3法において市町村が果たす重要な役割に鑑み、市町村が実施する虐待の防止等に関する施策を支援することを規定した（第2項）

3 県は、市町村と連携し、関係団体が行う虐待の防止等に関する活動について必要な協力を行うことを規定した（第3項）

(養護者の責務)

第五条 養護者は、児童等に対し、虐待をしてはならない。

- 2 養護者は、自らが児童等の安全の確保について重要な責任を有していることを認識し、県、市町村及び関係団体による支援を受ける等して、その養護する児童等が安全に安心して暮らすことができるようにしなければならない。

[趣旨]

本条は、本条例における養護者の責務を定めたものである。

[解説]

- 1 養護者は、虐待をしてはならないことを、明確にしたものである（第1項）

児童、高齢者及び障害者に対する虐待は、これらの者の尊厳を失わせる重大な問題であり、決してあってはならないものである。その中でも、これらの者の生活の基盤となる家庭又は施設等において養護している者により行われる虐待は、閉鎖的環境で行われることが多いことから、養護されている児童等の逃げ道がなく、虐待が深刻化することが少なくない。このため、虐待の禁止を条例においても明示したものである。

- 2 養護者は、市町村等からの必要な支援等を受けるなどして、その養護する児童、高齢者及び障害者が安全・安心に暮らせるよう努めるべきことを規定した（第2項）

養護が必要となる児童等の生命・身体の安全を確保することについては、養護者が重要な責任を有している。

一方で、子育て疲れや介護疲れなど、養護者には大きな負担がかかっていることも事実である。そのため、必要に応じ、行政や地域などが行う養護者への支援を受ける等して負担を軽減しながら、養護者は児童等が安全・安心に暮らすことができるようにすることとしたものである。

(養護者の安全配慮義務)

第六条 養護者（施設等養護者及び使用者である養護者を除く。）は、その養護する児童等の生命、身体等が危険な状況に置かれないう、その安全の確保について配慮しなければならない。

2 養護者（施設等養護者及び使用者である養護者に限る。）は、その養護する児童等の生命、身体等が危険な状況に置かれないう、その安全の確保について専門的な配慮をしなければならない。

3 児童を現に養護する者は、その養護する児童の安全を確保するため、深夜（午後十一時から翌日の午前四時までの間をいう。）に児童を外出させないよう努めなければならない。

〔趣旨〕

本条は、児童、高齢者及び障害者を養護する者は、これらの者の生命、身体、心身の健康等を危険から保護し、安全を確保するよう配慮する義務があることを明確にした規定である。

〔解説〕

児童、高齢者及び障害者は、社会的・家庭的に守られる立場にある者が多い。その中で、一定の権利を侵害されたり、危険な状況に置かれたりされ、それらが積み重なることで虐待へとつながる事例が多い。

このため、その養護者などに対して、生活関係における児童等の生活の安全の確保に配慮すべき旨を規定したものである。

1 養護されるべき児童、高齢者及び障害者は、危険を予測・回避する判断力が低いため、家族などの養護者はこれらの者の生命、身体、心身の健康等について、危険から保護するよう配慮する必要がある。このため、児童等の安全を確保するよう配慮する義務を明文化したものである（第1項）

家族でなかったり、同居していなかったりしても、養護者は「現に養護する者」であることから、現に身の世話をしている親族・知人等も養護者に該当する。

2 施設従事者や、保育士、学校の教職員等、使用者については、養護すべき児童等に対して、その施設の専門性や対象者の特性に応じて、事故などによる身体への危害が及ばないようにするなど、児童等の安全の確保について専門的な配慮をする必要があることから、その義務を明文化したものである（第2項）

3 児童を養護する者には、深夜外出に伴う危険等から、児童の健康等を保護すべき義務があることを明確にするため、規定したものである（第3項）。

青少年健全育成条例と同様の規定であり、確認的に規定したものである。なお、深夜の定義についても埼玉県青少年健全育成条例と同様の時間帯である。

(関係団体の役割)

第七条 関係団体は、虐待を発見しやすい立場にあることを認識し、虐待の早期発見に努めるとともに、その専門的な知識及び経験を生かし、児童等及びその養護者に対する支援を行うよう努めるものとする。

2 関係団体は、基本理念にのっとり、県、市町村及び他の関係団体と連携し、県及び市町村が実施する虐待の防止等に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

[趣旨]

本条は、本条例における関係団体の役割を定めたものである。

[解説]

1 関係団体は、虐待の早期発見に努めるとともに、児童等及び養護者の支援を行うよう努めるべきことを規定した（第1項）

関係団体は、職務上、児童、高齢者及び障害者の日常生活を把握しやすい立場にあることを鑑み、その立場を自覚し、虐待の早期発見に努めなければならないものとした。

また、あわせて、虐待がおこる前に、児童等の家庭環境、生活環境も把握しやすい立場にあることから、児童等・養護者から相談を受けたり、その養護についてアドバイスなどを行ったりするなどにより、虐待が起きないように支援に努めるべきこととした。

2 関係団体は、虐待を発見しやすい立場にあることから、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施する虐待防止等に関する施策に積極的に協力するよう努めるべきことを規定した（第2項）

(県民の役割)

第八条 県民は、基本理念についての理解を深め、県民と児童等及びその養護者との交流が虐待の防止等において重要な役割を果たすことを認識し、虐待のない地域づくりのために積極的な役割を果たすよう努めるとともに、県及び市町村が実施する虐待の防止等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

〔趣旨〕

本条は、本条例における県民の役割を定めたものである。

〔解説〕

県民は、虐待のない地域づくりに積極的な役割を果たすとともに、虐待の防止等に関する施策に協力すべきことを規定した。

虐待防止に向けての取組は、地域における近隣住民間の社会連帯の意識を踏まえて、虐待が発見されやすく、また虐待がない地域づくりが図られるよう、県民一人一人がその役割を認識する必要があることを明記したものである。

〔関係法令〕

児童虐待防止法

(国及び地方公共団体の責務等)

第四条 (略)

7 何人も、児童の健全な成長のために、家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）及び近隣社会の連帯が求められていることに留意しなければならない。

高齢者虐待防止法

(国民の責務)

第四条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

障害者虐待防止法

(国民の責務)

第五条 国民は、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 虐待の予防

(虐待予防の取組)

第九条 県は、虐待の予防に資するため、市町村及び関係団体と連携し、児童等が安全に安心して暮らせるよう、養護者、県民等に対し、虐待の防止等に関する情報の提供及び相談の実施その他の必要な措置を講ずるものとする。

〔趣旨〕

本条は、虐待予防の取組について規定したものである。

〔解説〕

県は、虐待の予防に資するため、児童、高齢者及び障害者が安全・安心に暮らすために必要な情報提供や相談の実施その他の必要な措置を講ずるべきことを規定した。

虐待は、被虐待者の尊厳を著しく傷付けるものであることから、虐待が発生した場合に早期対応することも重要であるが、未然防止も非常に重要である。

このため、県は、市町村や関係団体と連携して、住民や関係者に対し、児童等やその家族等の養護者が孤立することなく、地域における虐待防止の取組が図られるよう施策を進め、家族等の養護者が必要な福祉サービスを利用するなどして負担軽減されるよう積極的に図っていく必要がある。

また、施設等養護者に対しては、虐待防止の研修の実施や、マニュアルの普及などを進めるなど情報提供を行っていく必要がある。

それらの必要な措置を取ることで、児童、高齢者及び障害者が安全に安心して生活ができるよう図ることとしたものである。

(児童虐待予防の取組)

第十条 県は、児童に対する虐待の予防に資するため、市町村が養護者（施設等養護者及び使用者である養護者を除く。）に対し、妊娠、出産、育児等の各段階に応じた切れ目のない支援を行うことができるよう、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

〔趣旨〕

本条は、特に児童虐待の予防の取組に限定した施策について、規定したものである。

〔解説〕

県は、児童虐待の予防に資するため、市町村が妊娠、出産、育児等の各段階に応じた切れ目のない支援を行うことができるよう、情報の提供その他の必要な援助を行うべきことを規定した。

児童、高齢者及び障害者の虐待のうち、件数が圧倒的に多いのが児童虐待であり、さらにその児童虐待の中でも、死亡事例における0歳児の占める割合は4割を超えている。死亡事例の背景としては、母親が妊娠期から一人で悩みを抱えてしまうことや、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題が指摘されている。

このため、市町村においては、産婦人科や小児科などの医療機関と連携を図り、妊娠期からの切れ目のない支援が行われるよう必要な措置を講じていく必要があるが、その支援の実施に当たっては、県が情報提供など必要な援助を市町村に行うべきことを明記したものである。

(乳児家庭全戸訪問事業等による児童虐待予防の取組)

- 第十一条 県は、児童に対する虐待の予防に資するため、市町村に対し、児童福祉法第六条の三第四項の乳児家庭全戸訪問事業及び同条第五項の養育支援訪問事業（以下この条において「乳児家庭全戸訪問事業等」という。）の実施に関し、家庭への支援が適切に実施されるよう、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。
- 2 県は、市町村が乳児家庭全戸訪問事業等の対象となる全ての児童の状況を把握することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 県は、市町村に対し、乳児家庭全戸訪問事業等の実施状況について、必要と認める事項の報告を求めることができる。

〔趣旨〕

本条は、乳児家庭全戸訪問事業等の促進による児童虐待予防の取組に関する施策について規定したものである。

〔解説〕

- 1 県は、児童に対する虐待の予防に資するため、乳児家庭全戸訪問事業等を実施する市町村に対して情報提供その他の必要な援助を行うべきことを規定した（第1項）
市町村は、医療機関と連携するなどして、妊娠・出産・育児期に、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、速やかに支援を開始する必要がある。このため、乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐとともに、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行う乳児家庭全戸訪問事業や、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対して養育に関する指導・助言等を行う養育支援訪問事業などについて、実施主体である市町村に対して、県が積極的に援助を行うものである。
- 2 県は、市町村が乳児家庭全戸訪問事業等の対象となる全ての児童の状況を把握することができるよう、必要な措置を講ずるものとした（第2項）。
虐待による死亡事例については、乳児期の児童が多くを占めている。養育支援を必要とする家庭を早期把握する意味においても、乳児家庭全戸訪問事業の徹底は必要であり、また、居住実態が把握できていない状況下での虐待死亡事例も多数起きていることから、乳児の居所の確認及びその状況把握が不可欠である。
このため、市町村が乳児家庭全戸訪問事業等を実施するに当たって、全ての児童の状況が目視による現認などにより把握できるよう、県が積極的にバックアップを図っていくものである。
- 3 県は、市町村に対し、乳児家庭全戸訪問事業等の実施状況の報告を求めることとした（第3項）。前2項で記載したとおり、県が市町村に対して積極的な助言・援助を行うに当たっては、その市町村における実施状況の把握が必要であることから規定したものである。

(啓発活動)

第十二条 県は、虐待の防止等に関する県民の理解を深めるため、市町村と連携し、分かりやすいパンフレット等の作成及び配布、養護者に対する研修の実施その他の必要な啓発活動を行うものとする。

2 県は、学校の授業その他の教育活動において、児童の発達段階に応じた適切な虐待の防止等に関する教育を行う機会を確保するため、市町村と連携し、必要な施策を実施するものとする。

3 学校は、児童及びその保護者（児童虐待防止法第二条の保護者をいう。）に対し、虐待の防止等のための教育又は啓発に努めなければならない。

[趣旨]

本条は、虐待防止の啓発を規定したものである。

[解説]

1 県は、虐待の防止等に関する県民の理解を深めるため、分かりやすいパンフレット等の作成や養護者に対する研修など、啓発活動を実施すべきことを規定した（第1項）
 一体どのような行為が虐待になるのかが一般的には未だ認識が深められていない状況にある。また、虐待していることを自覚していない虐待者や、虐待を受けているという自覚がない被虐待者もいるため、当事者の自覚にかかわらず、児童等の権利利益が脅かされている状況に変わりはない。

そのため、分かりやすいパンフレットの作成などを通して、県は啓発活動を行っていく必要があることを明記したものである。

2 県は、学校の授業等において適切な虐待防止教育を行うために必要な施策を推進する（第2項）

どのような行為が虐待に当たるのか、虐待防止のためにどのような取組がなされているのか、虐待があったときにどうすればよいか、など虐待防止のためには、幼少時からの教育・啓発が必要である。県は、学校の授業等において、適切な虐待防止の教育が行われるよう必要な施策を行うべきこととした。

3 学校は、児童及びその保護者に対し、虐待防止のための教育又は啓発に努めるものとした（第3項）

どのような行為が虐待に当たるのか、虐待防止のためにどのような取組がなされているのか、虐待があったときにどうすればよいか、など虐待防止のためには、幼少時からの教育・啓発が必要であり、その役割を学校が担うべきことを定めたものである。

〔関係法令〕

児童虐待防止法

(児童虐待の早期発見等)

第五条 (略)

- 3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

障害者虐待防止法

(就学する障害者に対する虐待の防止等)

第二十九条 学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。以下同じ。)の長は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、就学する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

第三章 虐待の早期発見及び虐待への早期対応

(通告、通報、届出及び相談の環境の整備等)

第十三条 県は、早期に虐待を発見することができるよう、市町村と連携し、虐待を受けた児童等（虐待を受けたと思われる児童等を含む。以下この条及び第十五条において同じ。）を発見した者にとって通告又は通報を行いやすい環境、虐待を受けた児童等にとって届出を行いやすい環境及び虐待を受けた児童等の家族その他の関係者にとって相談を行いやすい環境の整備に努めなければならない。

2 県は、市町村と連携し、虐待を受けた児童等に係る通告、通報及び届出を常時受けられることができる環境の整備に努めなければならない。

3 県は、虐待を受けた児童等に係る通告、通報、届出又は相談を行った者に不利益が生ずることがないように、その保護について必要な配慮をしなければならない。

〔趣旨〕

虐待の早期発見のためには、虐待をしているのではと思った際に、迷わず通告等ができる地域社会となっている必要がある。このため、誰もが通告や相談をしやすい環境を整えることを規定したものである。

〔解説〕

1 虐待の早期発見のために、虐待が行われていると思った際に誰もが通告等をしやすい環境を整えるとともに、かつ、虐待を受けた又は虐待を受けたと思われる児童、高齢者及び障害者の家族やその周りの者が届出・相談をしやすい環境を整えるよう、県が努めなければならないものとした（第1項）

「通告」「通報」「届出」は、虐待に係る児童福祉法、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法又は障害者虐待防止法の規定によるものを指す（定義は第2条第8号、第9号、第10号）。

法律においては、虐待の通告等の窓口が市町村、児童相談所、県などに分かれているため、誰もがわかりやすい通告・相談等の窓口を県が市町村と連携して、一元的に整備する必要があり規定したものである。

例えば、大人の救急電話相談（#7000）や小児救急電話相談（#8000）のような県内の統一ダイヤルの導入を想定している。

通告等の窓口の環境整備、システム構築については、県内全市町村の理解・協力が必要であり、制度設計にも時間を要するため、「努めるものとする」と努力規定とした。

2 虐待の早期発見・早期対応につなげるために、県は虐待を発見した者からの通告等を常時受けられることができる環境づくりに努めなければならないものとした（第2項）

虐待は発生から時間が経過するにしたがって深刻化することが危惧されるため、通報などがなされた場合には、迅速な対応が求められる。夜間や休日でも発生するもの

第3章 虐待の早期発見及び虐待への早期対応

であることから、夜間・休日においても24時間365日、通報等の受付・緊急保護に対応できるようにする必要があることから規定したものである。

しかしながら、児童虐待は児童相談所で対応が可能である一方、家庭内の虐待については権限が市町村にあり、全県で常時対応できる環境を整えるためには、県内全市町村の理解・協力が必要であり、制度設計にも時間を要するため、「努めるものとする」と努力規定としたものである。

- 3 通告等をしたことが養護者等に知られることをおそれて通告することを躊躇することがないように、県は、通告者を保護するための必要な配慮をすべきことを規定したものである（第3項）

〔関係法令〕

児童福祉法

第三十三条の十二 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、第三十三条の十四第一項若しくは第二項に規定する措置を講ずる権限を有する都道府県の行政機関（以下この節において「都道府県の行政機関」という。）、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村又は児童委員を介して、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村に通告しなければならない。

- 4 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 5 施設職員等は、第一項の規定による通告をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

高齢者虐待防止法

（養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等）

第二十一条（略）

- 6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

障害者虐待防止法

（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等）

第十六条（略）

- 3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をす

第3章 虐待の早期発見及び虐待への早期対応

ことを妨げるものと解釈してはならない。

- 4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

(情報の共有)

第十四条 県は、虐待の早期発見及び虐待への早期対応を図るため、個人情報の保護に留意しつつ、児童相談所、警察署、市町村、関係団体その他の虐待の防止等に関係するもの間における虐待に関する情報の共有の促進その他の緊密な連携の確保を図るための措置を講ずるものとする。

- 2 知事及び警察本部長は、虐待を防止するため、相互に虐待に関する情報又は資料を提供することができる。
- 3 知事及び警察本部長は、相互に情報又は資料を提供したときは、緊密な情報の共有を図るため、その後も引き続き相互に必要な情報又は資料の提供を行うものとする。
- 4 県は、虐待の防止等を適切に実施するため、他の都道府県その他の地方公共団体と連携し、虐待に関する情報を共有するよう努めるものとする。

〔趣旨〕

本条は、虐待防止の情報共有を規定したものである。

〔解説〕

- 1 県は、虐待の早期発見及び虐待への早期対応を図るため、関係機関の間での情報の共有の促進その他の緊密な連携の確保を図るための措置を講ずるものとした(第1項)
 児童虐待の死亡事例の検証報告書では、関係機関がお互いに相手方の支援を期待してしまい、対応が後手に回ってしまうなど、それぞれの役割を十分に果たせなかったために、重大な事態を招いた事例が散見される。
 見落としや、初期対応の遅れをなくすためにも、児童相談所、警察署、市町村、関係団体などの関係機関が情報を共有し、虐待防止に当たっていくことができるよう、連携の強化を進めていく必要があることを明記したものである。
- 2 知事及び警察本部長は、相互に虐待関係情報を提供できることとした(第2項)
 虐待防止のための情報共有を促進する必要がある中、個人情報保護や守秘義務などが障壁となり、情報共有が十分に図られない可能性がある。
 現行法では、児童虐待防止法において、福祉等の関係機関が他機関に情報提供を求める規定はあるが、情報提供することを定める規定はなく、また高齢者虐待防止法・障害者虐待防止法においては情報提供が可能となる規定がそもそもない。
 児童、高齢者及び障害者の虐待に関しては、それらの者の生命そのものが脅かされる可能性も高く、県の福祉担当部局と県警においては、連絡を密に取れるよう双方向で提供できる旨の定めを条例に置いたものである。
- 3 最初の情報提供だけではなく、虐待のおそれがある事例については、その後も引き続き知事部局と警察本部とで情報交換を図っていき、虐待の深刻化を防ぐことは非常に重要であるため、その考えを明記したものである(第3項)

4 県は、虐待の防止等を適切に実施するため、他の都道府県その他の地方公共団体と連携し、虐待に関する情報を共有するよう努めることとしたものである（第4項）

虐待を受けている又は受けるおそれがある児童等が、他の都道府県に転居した場合に、きちんとケース移管が行われ情報の共有を図られることで、その後の虐待の再発を防げるという考えから、明示したものである。

なお、「その他の地方公共団体」とは、例えば児童虐待の場合は、他都道府県の児童相談所や、他政令市の児童相談所などが情報共有の連携先として想定されることから、このような規定としたものである。

〔関係法令〕

児童虐待防止法

（資料又は情報の提供）

第十三条の四 地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に係る機関（地方公共団体の機関を除く。）並びに医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(早期対応)

第十五条 県は、虐待に関する通告、通報、届出又は相談を受けたときは、必要に応じ、市町村及び関係団体と連携し、速やかに、当該通告、通報、届出又は相談に係る虐待を受けた児童等の安全の確認を行うための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

〔趣旨〕

本条は、虐待の届出等を受けたときは、早期に対応する旨を規定したものである。

〔解説〕

県は、虐待について通告等を受けたときは、速やかに、児童、高齢者及び障害者の安全の確認など必要な措置を講ずることとした。

児童等の虐待に関する通告等の中には、これらの者の生命に関わるような緊急事態もあると考えられ、そのような状況下での対応は一刻を争うことが求められる。

例えば、県による児童福祉法、介護保険法や障害者総合支援法等による施設等に対する立入調査を行使したり、市町村による虐待防止3法による家庭等への立入調査の行使を働き掛けたりする等して、安全の確認など必要な措置を行う必要がある。

第四章 児童等に対する援助等

(虐待を受けた児童等に対する援助)

第十六条 県は、虐待を受けた児童等に対し、虐待から守られた良好な生活環境の確保及び心身の健康の回復を図るため、市町村及び関係団体と連携し、必要な援助その他の必要な措置を講ずるものとする。

〔趣旨〕

本条は、虐待を受けた児童、高齢者及び障害者に対する援助を規定したものである。

〔解説〕

県は、虐待を受けた児童、高齢者及び障害者に対して、良好な環境での生活ができるための必要な援助等の措置を講ずるべきことを明記したものである。

虐待を受けるなどした児童等を保護したことだけで、虐待事案の対応が終了するわけではない。児童等が安心して良好な環境で生活を送ることができるようになることを最終的な目標とすべきであり、そのためには、市町村や関係団体と連携し、必要な各種援助等を行う必要がある。

(養護者に対する支援)

- 第十七条 県は、養護者（施設等養護者及び使用者である養護者を除く。以下この条において同じ。）の負担の軽減を図るため、市町村及び関係団体と連携し、情報の提供、相談の実施その他の必要な支援を適切に行うとともに、養護者が安心して子育て並びに高齢者及び障害者の養護を行うことができるよう、環境の整備を行うものとする。
- 2 県は、虐待を行った養護者が良好な家庭的環境を形成し、及び虐待を繰り返すことがないように、市町村及び関係団体と連携し、当該養護者に対し、必要な指導及び支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

[趣旨]

本条は、養護者に対する支援を規定したものである。

[解説]

- 1 県は、家族等の養護者が安心して子育てや養護ができる環境の整備を行うこととした（第1項）

家庭内で養護者による虐待が起きる場合には、虐待している養護者を加害者として捉えてしまいがちであるが、介護疲れ・育児疲れなど養護者自身が何らかの支援を必要としている場合も少なくない。

また、他の家族などの状況や、経済状況、医療的課題、近隣との関係など様々な問題が虐待の背景にあることも理解しておく必要がある。

虐待問題を、養護者や児童、高齢者及び障害者のみの問題として捉えるのではなく、家庭全体の状況からその家庭が抱えている問題を理解し、児童、高齢者及び障害者や養護者、またその家族に対する支援を行うことが求められている。

このため、市町村や関係機関との連携を取って、相談の実施等必要な支援を適切に行うとともに安心して養護できる環境が整うようにすべきものとした。

- 2 県は、虐待を行った家族等の養護者に対して、市町村や関係団体と連携して、必要な指導・支援等の措置を講ずることとした（第2項）

例えば、児童虐待においては、来所面接、家庭訪問等により、養護者の主体性を尊重しながら、児童虐待に関する理解、子供との接し方、養育方法等に関する指導を継続して行うなど、県の児童相談所の職員などによる養護者の支援等を想定している。

また、高齢者虐待や障害者虐待では、例えば、養護・介護などの負担やストレスなどが要因となっている場合には、介護・障害の福祉サービス等の利用を勧め、負担軽減を図ることや、養護者自身に障害等があり支援を必要としているにもかかわらず十分な支援・治療を受けていない場合などにはそれらの専門的支援の導入をするなどが必要となる。これらの養護者に対する支援を市町村・関係団体等において適切に行えるよう、県が市町村等へマニュアルの作成・配布などを行う等、必要な措置を取ることとした。

第5章 人材の育成等

(人材の育成)

第十八条 県は、県、市町村及び関係団体において専門的知識に基づき虐待の防止等が適切に行われるよう、これらに係る専門的知識を有する人材を育成し、及び確保するために必要な措置を講ずるものとする。

〔趣旨〕

本条は、虐待防止・養護者支援のための専門的人材の育成を規定したものである。

〔解説〕

県は、市町村や関係団体と連携して、県、市町村及び関係団体において専門的知識に基づき虐待の防止等を適切に行われるよう、専門的人材の育成・確保に努めるべきことを明記したものである。

また、虐待対応の中核を担う市町村職員の異動サイクルは比較的短く、未経験の担当者が就くことも多いため、継続的に、県が研修等を行い全県的に虐待対応できる人材を育成していく必要がある。

〔関係法令〕

児童虐待防止法

(国及び地方公共団体の責務等)

第四条 (略)

- 2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。

高齢者虐待防止法

(国及び地方公共団体の責務等)

第三条

- 2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

障害者虐待防止法

(国及び地方公共団体の責務等)

第四条

- 2 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的知識及び技術を有する人材その他必要な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(都道府県等における専門的に従事する職員の確保)

第三十八条 都道府県及び前条第一項の規定による委託を受けた者は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するために、障害者の福祉又は権利の擁護に関し専門的知識又は経験を有し、かつ、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(虐待の防止等に関する研修)

第十九条 県は、児童に対する虐待の防止等が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の資質の向上を図るため、児童の福祉に関する事務に従事する者に対する研修を実施するものとする。

2 児童福祉施設等の設置者若しくは事業を行う者又は学校の設置者は、その業務に従事する者又は教職員に対し、児童に対する虐待の防止等に関する研修を実施するものとする。

3 児童福祉施設等に係る業務に従事する者及び学校の教職員は、前項の規定による研修を受けるものとする。

〔趣旨〕

本条は、児童虐待防止研修について、県に対する研修実施義務、施設設置者等に対する施設内での研修実施義務、施設従事者等に対する研修受講義務を定めたものである。

〔解説〕

1 施設の従事者は、家庭内虐待を早期発見できる第三者として非常に重要性が高いことから、虐待に関する知識を習得することが虐待防止に資するものとして、研修を義務付けたものである。

一方で、障害者福祉施設や高齢者福祉施設などに従事する施設等従事者について、施設等利用者と接することが多いことから施設内での虐待につながる場合もあるため、そういう趣旨での、施設等従事者に対する虐待防止研修も求められている。

そのため、日中（又は夜間）、児童の世話をする児童福祉施設等の従事者と、学校（幼稚園含む。）の設置者に対して、研修を義務付けたものである。

基本的には、1項において県が管理者等に対する研修を行い、2項において県研修を受講した者が施設等に持ち帰って施設内研修を行うこととし、3項で従事者等に対し2項により実施する施設内研修を受講することを想定している。

2 県は、児童虐待防止のため、児童福祉に関する業務に携わる従事者等に対して研修を行うこととした（第1項）。

対象者としては、児童福祉施設の施設長や管理責任者、従業者、学校の校長や人権教育担当者、市町村の窓口担当職員などを想定している。

3 児童福祉施設や学校の設置者等は、従事者等に対する児童虐待防止研修を実施することとした（第2項）。

4 児童福祉施設等の従事者や、学校の教職員は、第2項の施設・学校内で実施する虐待防止研修を受講することとした（第3項）

〔関係法令〕

児童虐待防止法

(国及び地方公共団体の責務等)

第四条 (略)

- 2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。

- 第二十条 県は、高齢者に対する虐待の防止等が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の資質の向上を図るため、高齢者の福祉に関する事務に従事する者に対する研修を実施するものとする。
- 2 養介護施設の設置者又は高齢者虐待防止法第二条第五項第二号の養介護事業を行う者は、その養介護施設従事者等に対し、高齢者に対する虐待の防止等に関する研修を実施するものとする。
- 3 養介護施設従事者等は、前項の規定による研修を受けるものとする。

〔趣旨〕

本条は、高齢者虐待防止研修について、県に対する研修実施義務、施設設置者等に対する施設内での研修実施義務、施設従事者等に対する研修受講義務を定めたものである。

〔解説〕

研修の義務付け等については、第19条（児童虐待防止の研修義務付け）の解説1と同趣旨。

なお、県が行う研修の対象者である「高齢者の福祉に関する事務に従事する者」については、養介護施設や養介護事業の施設長や管理責任者、従業者、市町村の窓口担当職員等を想定している。

〔関係法令〕

高齢者虐待防止法

（国及び地方公共団体の責務等）

第三条 （略）

- 2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置）

第二十条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

第二十一条 県は、障害者に対する虐待の防止等が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の資質の向上を図るため、障害者の福祉に関する事務に従事する者に対する研修を実施するものとする。

2 障害者福祉施設の設置者又は障害者虐待防止法第二条第四項の障害福祉サービス事業等を行う者は、その障害者福祉施設従事者等に対し、障害者に対する虐待の防止等に関する研修を実施するものとする。

3 障害者福祉施設従事者等は、前項の規定による研修を受けるものとする。

〔趣旨〕

本条は、障害者虐待防止研修について、県に対する研修実施義務、施設設置者等に対する施設内での研修実施義務、施設従事者等に対する研修受講義務を定めたものである。

〔解説〕

研修の義務付け等については、第19条（児童虐待防止の研修義務付け）の解説1と同趣旨。

なお、県が行う研修の対象者である「障害者福祉施設その他の関係する機関の職員」については、障害福祉施設や障害福祉サービス事業所等の施設長や管理責任者、従業者、市町村障害者虐待防止センターや県障害者権利擁護センター、市町村の窓口担当職員等を想定している。

〔関係法令〕

障害者虐待防止法

（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置）

第十五条 障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

（就学する障害者に対する虐待の防止等）

第二十九条 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。以下同じ。）の長は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、就学する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

(虐待に係る検証)

第二十二條 県は、市町村と連携し、県内で発生した児童等の心身に著しく重大な被害を及ぼした虐待について検証を行うものとする。ただし、県が行う検証と同等の検証を市町村が行う場合は、この限りでない。

〔趣旨〕

本条は、特に心身に著しく重大な被害を及ぼした虐待等について、県が検証を行うこととしたものである。

〔解説〕

県内において発生した虐待による死亡事例等については、再発防止策を検討する必要があるため、そのためには、市町村と連携し、県が検証を行う必要がある。

県内において、死亡等の重大な被害が生じている事例については、県として分析を行うとともに、市町村と連携し、検証を行うことが重要であることから、本条を規定したものである。

また、児童虐待の検証については、児童虐待防止法の規定及び厚生労働省の技術的助言により、原則として県が市町村の協力を得ながら、検証を行うこととされている。

ただし、児童相談所を自ら設置している指定都市については、県ではなく、指定都市が検証を行うこととされている。

このため、指定都市であるさいたま市が児童虐待の検証を行う場合などに、県が再度検証を行うこととすると、二重になってしまうため、ただし書において適用除外の規定を設けたものである。

なお、児童虐待の検証については、児童虐待防止法4条5項に規定があり、厚生労働省の技術的助言では、基本的には県が市町村の協力を得ながら検証を行うものとされている。ただし、指定都市や児童相談所設置市についてはそちらを実施主体とし、県においても指定都市においても、同通知による検証方法で行うこととされている。

「同等」の判断基準としては、児童虐待の検証に関する厚生労働省の技術的助言の中では「検証組織は、その客観性を担保するため、都道府県児童福祉審議会の下に部会等を設置する」や「検証委員は外部の者で構成することとする」などとされていることから、例えば、市町村が「外部の者」による「検証組織」を立ち上げて検証を行った場合には、県が行う検証と「同等」と判断されるものと考えられる。

〔関係法令〕

児童虐待防止法

第四条 (略)

5 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。

児童福祉法

第三十三条の十七 国は、被措置児童等虐待の事例の分析を行うとともに、被措置児童等虐待の予防及び早期発見のための方策並びに被措置児童等虐待があつた場合の適切な対応方法に資する事項についての調査及び研究を行うものとする。

高齢者虐待防止法

第二十六条 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、…高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

障害者虐待防止法

(調査研究)

第42条 国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者とその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援のために必要な事項についての調査及び研究を行うものとする。

第六章 雑則

(児童又は高齢者に準ずる者に対する措置)

第二十三条 県は、この条例の趣旨にのっとり、市町村と連携し、児童又は高齢者以外の者であっても、現に養護を受けている者で、特に必要があると認められるものについては、児童又は高齢者に準じて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

〔趣旨〕

本条は、児童（18歳未満）や高齢者（65歳以上）以外の者であっても、特に必要があると認められる被養護者については、準ずる取扱いをするよう努めることとしたものである。

〔解説〕

本条例第2条第2号及び第3号において、児童は18歳未満、高齢者は65歳以上という法律上の定義を引用しているが、高校3年生である18歳や寝たきりの64歳の方に対する虐待の可能性を考慮し、その対応についても、これらの者への虐待についても、準じた取扱いがなされるべき旨を規定したものである。

(体制の整備)

第二十四条 県は、虐待の防止等を適切に実施し、及び虐待を受けた児童等に迅速かつ適切に対応するため、県、市町村、関係団体等の相互間の緊密な連携協力体制の整備に努めるものとする。

2 前項の連携協力体制の整備に当たっては、虐待を受けた児童等の適切な保護と養護者（施設等養護者及び使用者である養護者を除く。）に対する効果的な支援との両立が図られるよう配慮するものとする。

3 県は、市町村が設置する児童福祉法第二十五条の二第一項の要保護児童対策地域協議会の機能の強化及び運営の充実を図るため、必要な援助を行うものとする。

〔趣旨〕

本条は、虐待等への対応のために、関係団体等との連携協力体制の整備等を行うこととしたものである。

〔解説〕

1 上記の虐待の防止等及び養護者や児童等への援助・支援、並びに虐待に早期対応するために、県が率先して、市町村、関係団体その他の関係者との緊密な連携協力体制の整備に努めることとしたものである（第1項）。

虐待に対して適切な対応を行うためには、福祉、警察、教育、司法等関係行政機関などが適切な連絡を行うなど連携を密にして対応することが重要である。

また、児童福祉施設協議会や老人福祉施設協議会、発達障害福祉協会、NPO法人などの民間団体においても、電話相談や子育て支援等を通じた様々な虐待防止の取組を行っているところであり、行政機関と民間団体が、それぞれの強みを生かしつつ、連携して虐待防止対策を進めていく必要があることから、規定したものである。

2 連携協力体制の整備に当たっては、介入と支援を同一機関が行う場合、特に職権保護や立入調査のような法的権限の行使に際しては、その後の支援や対応のことを考え、担当者が権限の行使を躊躇することがある。このため、連携協力体制を整備するに当たっては、介入機能と支援機能を、それぞれ別々の機関が行うことや、同一機関であっても担当職員を別々にすることなどにより、両立が図られるよう、体制を整備すべきことを明記した（第2項）

3 また、虐待の中でも児童虐待は圧倒的に件数が多く、その対応のためには要保護児童対策地域協議会の機能強化が必要不可欠であることから、その運営の充実などのため、県は積極的に関わり、情報提供等必要な援助を行うべきものとした（第3項）

〔関係法令〕

児童虐待防止法

(国及び地方公共団体の責務等)

第四条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防止及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援（児童虐待を受けた後十八歳となった者に対する自立の支援を含む。第三項及び次条第二項において同じ。）並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。

高齢者虐待防止法

(国及び地方公共団体の責務等)

第三条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

障害者虐待防止法

(都道府県における連携協力体制の整備)

第三十九条 都道府県は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、福祉事務所その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。

(財政上の措置)

第二十五条 県は、虐待の防止等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

〔趣旨〕

本条は、虐待の防止等に関する施策推進に必要な財政上の措置を規定したものである。

〔解説〕

上記の主要な施策を進めていくために必要な、財政上の措置を講ずべきことを明記した。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 県は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じこの条例について見直しを行うものとする。

[解説]

- 1 この条例の施行日は、平成30年4月1日とした。学校や各施設等に対する研修の義務付けを新たに行っていることなどから、周知期間や準備期間を考慮し定めたものである(第1項)
- 2 社会状況の変化等を踏まえ、この条例の見直しを行っていく旨を明記したものである(第2項)